

内閣府本府
インフラ長寿命化計画（行動計画）
(令和3年度～令和7年度)

令和3年8月
内閣府

目 次

I. はじめに	1
II. 計画の範囲	2
1. 対象施設	2
2. 計画期間	2
III. 対象施設の現状と課題	2
1. 内閣府本府が維持管理する施設（一般庁舎、宿舎）	2
2. " （防災関連施設）	3
3. " （迎賓館）	3
4. 所管独立行政法人が維持管理する施設	4
IV. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し	5
V. 必要施策に係る取組の方向性	5
1. 内閣府本府が維持管理する施設（一般庁舎、宿舎）	
① 点検・診断、修繕・更新等	5
② 基準類等の整備	5
③ 情報基盤の整備と活用	6
④ 個別施設計画の策定・充実	6
⑤ 新技術の開発・導入	6
⑥ 予算管理	6
⑦ 体制の構築	7
2. 内閣府本府が維持管理する施設（防災関連施設）	
① 点検・診断、修繕・更新等	7
② 基準類等の整備	7
③ 情報基盤の整備と活用	8
④ 個別施設計画の策定・充実	8
⑤ 新技術の開発・導入	8
⑥ 予算管理	8
⑦ 体制の構築	8
3. 内閣府本府が維持管理する施設（迎賓館）	
① 点検・診断、修繕・更新等	9

② 基準類等の整備	9
③ 情報基盤の整備と活用	9
④ 個別施設計画の策定・充実	10
⑤ 新技術の開発・導入	10
⑥ 予算管理	10
⑦ 体制の構築	10
4. 所管独立行政法人が維持管理する施設	
① 点検・診断、修繕・更新等	11
② 基準類等の整備	11
③ 情報基盤の整備と活用	11
④ 個別施設計画の策定・充実	11
⑤ 新技術の開発・導入	11
⑥ 予算管理	11
⑦ 体制の構築	12
VI. フォローアップ計画	12

I. はじめに

我が国の社会資本は、高度成長期以降に集中的に整備されたものであり、今後、建設から 50 年以上を経過する施設が加速度的に増加することが見込まれる。

国民生活や社会経済活動は、社会資本によって支えられていることを踏まえれば、老朽化に向けた対策を経過年数に応じて行う必要がある。

こうした中、政府全体の取組として、平成 25 年 10 月「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年 11 月には、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）が取りまとめられた。同計画では、メンテナンスサイクルの構築等安全・安心の確保、予防保全型維持管理の導入等中長期的視点に立ったコスト管理等に向けて取り組むため、国、地方公共団体、その他民間企業等が管理するインフラを対象として、インフラ長寿命化計画の策定が求められているところである。

これを受け、内閣府本府においても、管理するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、平成 28 年 2 月には「内閣府本府インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」を策定し、令和 3 年 8 月にこれまでの取組状況等を踏まえ、今後、推進していくべき取組等をまとめた行動計画（計画期間：令和 3 年度から令和 7 年度まで）に改定する。

内閣府本府としては、行動計画に基づき、新設から撤去までの、いわゆるライフサイクルの延長のための対策という狭義の長寿命化の取組に留まらず、更新を含め、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための取組を実行していくものである。

II. 計画の範囲

1. 対象施設

対象施設に関しては、内閣府本府及び内閣府本府所管独立行政法人が維持管理を行う全ての施設とする。（詳細は別紙1及び別紙2を参照のこと。）

2. 計画期間

計画期間は、2021年度（令和3年度）を初年度とし、2025年度（令和7年度）までとする。

III. 対象施設の現状と課題

内閣府本府が維持管理する施設は、政策の多様性を反映し、一般行政庁舎だけではなく、国賓等の接遇に用いる迎賓館、防災関連施設も含まれる。そこで、本行動計画では、対象施設を、内閣府本府が維持管理する施設を「一般庁舎、宿舎」、「防災関連施設」、「迎賓館」に類型化し、これに「所管独立行政法人が維持管理する施設」を加え、施設類型ごとに、現状と課題、また、必要施策に係る取組の方向性を示すこととする。

1. 内閣府本府が維持管理する施設（一般庁舎、宿舎）

内閣府本府が維持管理する一般庁舎としては、平成26年3月に完成した中央合同庁舎第8号館を始めとして、内閣府本府庁舎、内閣府庁舎別館、永田町合同庁舎等がある（別紙1）。

経過年数に応じて必要な修繕を行い、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、大規模な修繕や更新をできるだけ回避し、中長期的なトータルコストを縮減することが必要である。

経過年数	40年以上	30年～39年	30年未満
施設名	<ul style="list-style-type: none">・内閣府本府庁舎・内閣府庁舎別館・永田町合同庁舎・大手町合同庁舎第3号館・日本学会議・平良地方合同庁舎・宿舎（柏）		<ul style="list-style-type: none">・中央合同庁舎第8号館・那覇第2地方合同庁舎・土地改良総合事務所・宿舎（三軒茶屋）

2. 内閣府本府が維持管理する施設（防災関連施設）

内閣府本府が維持管理する防災関連施設としては、有明の丘基幹的広域防災拠点施設、東扇島基幹的広域防災拠点施設及び立川防災合同庁舎の3つがある。

有明の丘基幹的広域防災拠点施設及び東扇島基幹的広域防災拠点施設は、首都直下地震などの大規模災害が発生した際に、災害応急対策に係る連絡調整等を迅速かつ的確に実施するための拠点として使用する。立川防災合同庁舎については、緊急災害対策本部として官邸等が使用できない場合に使用する。

施設の実態をより明らかにするため、点検・診断の確実な実施、施設情報のデータベース化、中長期保全計画・保全台帳の整備及び保全体制の確保をいかに徹底していくかが課題である。

	主要建物取得年月日	経過年数
有明の丘基幹的広域防災拠点施設	平成20年3月28日	13年
東扇島基幹的広域防災拠点施設	平成20年1月29日	13年
立川防災合同庁舎	昭和63年9月30日（本館） 平成10年3月27日（新館）	33年（本館） 23年（新館）

3. 内閣府本府が維持管理する施設（迎賓館）

内閣府本府が所管している迎賓館は赤坂（東京）と京都に所在している。

迎賓館赤坂離宮は、明治42年に東宮御所として建設された。その後、昭和42年に改修して迎賓館に充てることが閣議決定され、昭和43年から5年有余の歳月をかけて改修工事を実施し、昭和49年に、同時に建設された「和風別館」とともに迎賓施設となった。創建から100年後の平成21年12月に明治以降の建築物として初めて国宝に指定された。

建物の機能維持のため平成17年度末から3年間をかけ実施した大規模な改修工事を含め、これまで各種改修工事を実施してきたが、迎賓施設への改修工事からすでに約50年が経過し、経年による劣化、施設の損耗や不具合事象が散見され、今後、更なる大規模改修の必要性が高まっている。

また、平成28年度からは接遇に支障のない範囲において通年での一般公開を実施しており、長期に渡り閉館することがないように計画的に改修を実施していくことが求められている。本館等の改修には、文化庁の意見を聴取するとともに、「迎賓館の改修に関する懇談会」を開催し、改修方針や具体的な改修方法等を議論している。また、施設整備に関する中長期的な計画を策

定し、改修・長寿命化を計画的に実施するとともに、財政負担の平準化を図っていく必要がある。

京都迎賓館は、平成 17 年に建設されたが、既に 15 年以上経過し、耐用年数を迎える機器類を計画的に更新していく必要がある。また、平成 28 年度から実施している一般公開を踏まえ、今後の改修を進めていく必要がある。

4. 所管独立行政法人が維持管理する施設

内閣府本府所管の独立行政法人としては、北方領土問題対策協会と国立公文書館があるが（別紙 2）、計画の策定に当たっては、本行動計画を踏まえつつ、効果的・効率的に行われる計画とする必要がある。

北方領土問題対策協会	主要建物取得年月日	経過年数
北方館	昭和 55 年 10 月 1 日	40年
別海北方展望塔	昭和 57 年 10 月 14 日	38年
羅臼国後展望塔	平成 12 年 2 月 10 日	21年

国立公文書館	主要建物取得年月日	経過年数
国立公文書館本館	昭和46年 3 月25日	50年
つくば分館	平成10年 6 月30日	23年

北方領土問題対策協会の各啓発施設については、地理的要因や経過年数による老朽化などの現状把握を施設ごとに適切に行うよう努めることとし、損傷が軽微である早期段階に修繕等を実施することで、大規模な修繕等をできるだけ回避し、中長期的なトータルコストを縮減することが必要である。

国立公文書館については、特に歴史資料などの保存及び利用を適切に行う観点から、経過年数による老朽化などの現状把握を施設ごとに適切に行うよう努めることとし、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、大規模な修繕や更新をできるだけ回避し、中長期的なトータルコストの縮減が必要である。

IV. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

インフラの維持管理・更新等に係る費用の縮減を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見直しを把握し、これを一つの目安として戦略を立案し、必要な取組を進めていくことが重要である。

しかし、今後開発・導入される新技術や予防保全対策等による維持管理・更新等に係る費用の低減の可能性、長寿命化効果等については、不確定な要素が多い。このため、今後、行動計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として各インフラの管理者等により策定される「個別施設ごとの長寿命化計画」（以下「個別施設計画」）に記載される対策費用等の必要な情報を把握して、中長期的な維持管理・更新に係るコストの見通しを推定する必要がある。

V. 必要施策に係る取組の方向性

「Ⅲ. 対象施設の現状と課題」を踏まえ、施設類型ごとに、今後の取組の方向性を以下のとおり掲げる。各施設の所管課室及び独立行政法人所管課は、この取組の方向性に基づき、対象施設の維持管理・更新等を着実に推進していく。

1. 内閣府本府が維持管理する施設（一般庁舎・宿舎）

① 点検・診断、修繕・更新等

法令や告示に基づき定期（建築物の敷地及び構造は3年以内ごと、建築設備は1年以内ごと等）に点検等を継続する。

点検・診断については、後述の「②基準類の整備」に基づき、年に1回以上の定期点検を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。

保全については、後述の「②基準類の整備」の基準類に基づく建築物各部等の保全を確実に実施するなどにより、内閣府が管理する庁舎（官庁施設のうち、宿舎以外の施設）について、保全実態調査で「施設の保全状況※」が「良好」（総評点が80点以上）と判断される施設の割合を90%以上に維持するよう取組を継続する。（※ 保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価）

また、職員を対象とし、各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する「官庁施設保全連絡会議」等の研修等において、点検方法や適正な保全の実施について情報を収集、周知徹底し、研修・講習の充実を図る。担い手確保に向けた入札契約制度等の適正な運用・建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用し、適正な保全業務委託を継続的に実施する。

② 基準類等の整備

官庁施設の定期点検については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号（以下「官公法」という。））等で実施方法が定められている。また、保全については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成 17 年国土交通省告示第 551 号）」で建築物の各部等の保全されている状態とその確認方法等を定め、基準類の体系化を図っている。

対象施設に対してもこれらの基準類を適用しており、今後の改定にも適切に対応していく。

③ 情報基盤の整備と活用

官庁施設においては、保全情報を蓄積・分析するため、平成 26 年度から「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」が運用されているところ、全ての対象施設について、保全の実施状況の調査（保全実態調査）に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム」に登録するとともに、毎年情報の更新を実施する。

④ 個別施設計画の策定・充実

全ての対象施設について、「官庁施設情報管理システム」を活用するなどして、個別施設計画の策定する。策定した個別施設計画は、適宜、更新する。

個別施設計画は「中長期保全計画（施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画）」及び「保全台帳（点検や修繕履歴等を記録する台帳）」によって構成されることを基本とし、必要に応じて、基本計画「IV. 2. ⑤対策内容と実施時期」において記載された機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加する。

個別施設計画の策定状況について、各省各庁との連絡調整会議等を通じて情報交換を行う。

中長期保全計画は、5 年以内ごとに見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを行う。

⑤ 新技術の開発・導入

建築物全般に係る点検・診断に関する新技術が現場導入されている取組事例等を収集し、情報共有に努めるとともに、長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、より一層の現場導入・普及を検討する。

⑥ 予算管理

必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「④個別施設計画の策定・推進」

の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、前述の「⑤新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。

⑦ 体制の構築

自らが管理する全ての官庁施設で施設保全責任者を設置する。また、「①点検・診断、修繕・更新等」において記載した研修・講習の充実に取り組み、保全を担当する職員の育成を継続する。

2. 内閣府本府が維持管理する施設（防災関連施設）

① 点検・診断、修繕・更新等

法令や告示に基づき定期（建築物の敷地及び構造は3年以内ごと、建築設備は1年以内ごと等）に点検等を継続する。

点検・診断については、後述の「②基準類の整備」に基づき、年に1回以上の定期点検を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。

保全については、後述の「②基準類の整備」の基準類に基づく建築物各部等の保全を確実に実施するなどにより、内閣府が管理する庁舎（官庁施設のうち、宿舎以外の施設）について、保全実態調査で「施設の保全状況※」が「良好」（総評点が80点以上）と判断される施設の割合を90%以上に維持するよう取組を継続する。（※ 保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価）

また、職員を対象とし、各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する「官庁施設保全連絡会議」等の研修等において、点検方法や適正な保全の実施について情報を収集、周知徹底し、研修・講習の充実に図る。担い手確保に向けた入札契約制度等の適正な運用・建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用し、適正な保全業務委託を継続的に実施する。

② 基準類等の整備

官庁施設の定期点検については、建築基準法、官公法等で実施方法が定められている。また、保全については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」で建築物の各部等の保全されている状態とその確認方法等を定め、基準類の体系化を図っている。

対象施設に対してもこれらの基準類を適用しており、今後の改定にも適切に対応していく。

③ 情報基盤の整備と活用

「官庁施設情報管理システム」を活用し、保全の適正化が図れるよう官庁施設情報の登録を推進する。

また、施設の実態をより明らかにするため、点検・診断の確実な実施、施設情報のデータベース化、中長期保全計画・保全台帳の整備及び保全体制の確保を図っていく。

④ 個別施設計画の策定・充実

全ての対象施設について、「官庁施設情報管理システム」を活用するなどして、個別施設計画の策定を完了する。策定した個別施設計画は、適宜、更新する。

個別施設計画は「中長期保全計画（施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画）」及び「保全台帳（点検や修繕履歴等を記録する台帳）」によって構成されることを基本とし、必要に応じて、基本計画の「IV. 2. ⑤対策内容と実施時期」において記載された対策を追加する。

個別施設計画の策定状況について、各省各庁との連絡調整会議等を通じて情報交換を行う。

中長期保全計画は、5年以内ごとに見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを行う。

⑤ 新技術の開発・導入

建築物全般に係る点検・診断に関する新技術が現場導入されている取組事例等を収集し、情報共有に努めるとともに、長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、より一層の現場導入・普及を検討する。

⑥ 予算管理

必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「④個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、前述の「⑤新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。

⑦ 体制の構築

自らが管理する全ての官庁施設で施設保全責任者を設置しているが、「①点検・診断、修繕・更新等」において記載した研修・講習の充実に取り組み、技術者の育成を継続する。

3. 内閣府本府が維持管理する施設（迎賓館）

① 点検・診断、修繕・更新等

法令や告示に基づき定期（建築物の敷地及び構造は3年以内ごと、建築設備は1年以内ごと等）に点検等を継続する。

点検・診断については、後述の「②基準類の整備」に基づき、年に1回以上の定期点検を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。

保全については、後述の「②基準類の整備」の基準類に基づく建築物各部等の保全を確実に実施するなどにより、内閣府が管理する庁舎（官庁施設のうち、宿舍以外の施設）について、保全実態調査で「施設の保全状況※」が「良好」（総評点が80点以上）と判断される施設の割合を90%以上に維持するよう取組を継続する。（※ 保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価）

なお、迎賓館赤坂離宮については、平成28年4月から通年での一般公開を実施している点も踏まえ関係省庁等と改修方針や具体的な改修方法等について定期的に議論を行っていく。

また、職員を対象とし、各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する「官庁施設保全連絡会議」等の研修等において、点検方法や適正な保全の実施について情報を収集、周知徹底し、研修・講習の充実を図る。担い手確保に向けた入札契約制度等の適正な運用・建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用し、適正な保全業務委託を継続的に実施する。

② 基準類等の整備

官庁施設の定期点検については、建築基準法、官公法等で実施方法が定められている。また、保全については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」で建築物の各部等の保全されている状態とその確認方法を定め、基準類の体系化を図っている。

対象施設に対してもこれらの基準類を適用しており、今後の改定にも適切に対応していく。

③ 情報基盤の整備と活用

官庁施設においては、保全情報を蓄積・分析するため、平成26年度から「官庁施設情報管理システム」が運用されているところ、全ての対象施設について、保全の実施状況の調査（保全実態調査）に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム」に登録するとともに、毎年情報の更新を実施する。

④ 個別施設計画の策定・充実

対象施設について、「官庁施設情報管理システム」を活用するなどして、個別施設計画の策定を推進する。

個別施設計画は「中長期保全計画（施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画）」及び「保全台帳（点検や修繕履歴等を記録する台帳）」によって構成されることを基本とし、必要に応じて、基本計画の「Ⅳ. 2. ⑤対策内容と実施時期」において記載された機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加する。

個別施設計画の策定状況について、各省各庁との連絡調整会議等を通じて情報交換を行う。

中長期保全計画は、5年以内ごとに見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを行う。

⑤ 新技術の開発・導入

建築物全般に係る点検・診断に関する新技術が現場導入されている取組事例等を収集し、情報共有に努めるとともに、長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、より一層の現場導入・普及を検討する。

⑥ 予算管理

必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「④個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、前述の「⑤新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。

迎賓館赤坂離宮については、昭和43年から5年有余の歳月をかけて改修工事を実施し、平成17年度末から3年間をかけ実施した大規模な改修工事を含め、これまで各種改修工事を実施してきたが、経年による劣化、施設の損耗や不具合等の事象が散見され、今後、更なる大規模改修の必要性が高まっている。また、平成28年4月から実施している一般公開を踏まえ、中長期に計画的な修繕・改修等を推進する。

⑦ 体制の構築

自らが管理する全ての官庁施設で施設保全責任者を設置する。また、「①点検・診断、修繕・更新等」において記載した研修・講習の充実に取り組み、技術者の育成を継続する。

4. 所管独立行政法人が維持管理する施設

① 点検・診断、修繕・更新等

各法人の管理施設の長寿命化を進めていく上での基礎となる点検・診断、修繕・更新等を今後とも着実に実施するよう、引き続き、必要な指導・助言を行う。

② 基準類等の整備

定期点検については、各種建築基準法令に基づき構造、建築設備等の調査項目、方法等が定められており、引き続き、法令に基づく適切な運用を推進するよう促す。

③ 情報基盤の整備と活用

官庁施設が「官庁施設情報管理システム」に登録している保全情報と同等の情報を適切に整備するよう促す。

④ 個別施設計画の策定・充実

各法人に対して、当該法人の管理施設の維持管理等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化を図り、計画的な修繕・改修等を推進するために策定した個別施設計画について、必要があるときは見直しを行うよう促す。なお、法人における既存の修繕計画等が、個別施設計画と同種・類似の計画の場合は、当分の間、当該修繕計画等により代替することが基本計画上認められているが、その場合でも、同計画の更新の際など適切な機会を捉え、基本計画の趣旨を踏まえて必要な見直しを行うよう促す。

⑤ 新技術の開発・導入

建築物全般に係る点検・診断に関する新技術が現場導入されている取組事例等を収集し、情報共有に努めるとともに、長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、より一層の現場導入・普及を検討するよう促す。

⑥ 予算管理

各法人における管理施設の維持管理等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化の取組を促進するとともに、各法人が個別施設計画に基づき管理施設の長寿命化を着実に進めることができるよう、必要な予算の安定的な確保に努める。

⑦ 体制の構築

各法人が管理する施設で施設保全に関する責任者を設置するよう促すとともに、「①点検・診断、修繕・更新等」において記載した研修・講習に関する情報を提供する。

VI. フォローアップ計画

本行動計画を発展させるため、「V. 必要施策に係る取組の方向性」で示した施設ごとの具体的な取組等を引き続き充実・深化するとともに、進捗状況を把握し、進捗が遅れている施策の課題の整理と解決方策等の検討を行うため、必要に応じフォローアップを行う。

(別紙 1) 内閣府本府が維持管理する施設一覧

	施設名	所管部局	主要建物取得 年月日	住所
①	内閣府本府庁舎	大臣官房会計課	昭和 7 年 10 月 15 日	千代田区永田町 1-6-1
②	内閣府庁舎別館	大臣官房会計課	昭和 46 年 8 月 4 日 ※購入 平成 17 年 3 月 17 日	千代田区永田町 2-4-12
③	永田町合同庁舎	大臣官房会計課	昭和 34 年 3 月 31 日 (平成 13 年 8 月 1 日に文部 科学省より所 管換)	千代田区永田町 1-11- 39
④	大手町合同庁舎 第 3 号館	大臣官房会計課	昭和 46 年 10 月 1 日 (令和 3 年 4 月 1 日東京国 税局より所管 換)	千代田区大手町 1-7-29
⑤	日本学術会議	日本学術会議事 務局	昭和 45 年 6 月 29 日 (平成 17 年 4 月 1 日に総 務省より所管 換)	港区六本木 7-22-34
⑥	立川防災合同庁 舎	政策統括官(防 災担当)	本館： 昭和 63 年 9 月 30 日 新館： 平成 10 年 3 月 27 日	立川市緑町 3567
⑦	迎賓館赤坂離宮	迎賓館	本館： 明治 42 年	港区元赤坂 2-1-1

			6月 (昭和43年 2月16日に 衆議院より所 管換) 和風別館： 昭和49年 3月29日	
⑧	京都迎賓館	迎賓館	平成17年 2月28日	京都市上京区京都御苑 23
⑨	有明の丘基幹的 広域防災拠点施 設	政策統括官(防 災担当)	平成20年 3月28日	江東区有明3-8-35
⑩	東扇島基幹的広 域防災拠点施設	政策統括官(防 災担当)	平成20年 1月29日	川崎市川崎区東扇島 58-1
⑪	中央合同庁舎 第8号館	大臣官房会計課	平成26年 3月31日	千代田区永田町1-6-1
⑫	宿舎(三軒茶 屋)	厚生管理官室	平成7年 2月6日	世田谷区下馬2-36-2
⑬	宿舎(柏)	厚生管理官室	昭和50年 3月13日	柏市八幡町2-20
⑭	平良地方合同庁 舎	沖縄総合事務局	昭和54年 10月5日	宮古島市平良字下里 1016
⑮	土地改良総合事 務所	沖縄総合事務局	平成14年 9月6日	豊見城市伊良波622
⑯	那覇第2地方合 同庁舎	沖縄総合事務局	第1号館： 平成15年 6月30日 第2号館： 平成20年 2月19日	那覇市おもろまち2-1- 1

(別紙2) 独立行政法人が維持管理を行う施設一覧

○北方領土問題対策協会

	施設名	主要建物取得年月日	住所
①	北方館	昭和55年10月1日	根室市納沙布36-6
②	別海北方展望塔	昭和57年10月14日	野付郡別海町尾岱沼5-27(白鳥台)
③	羅臼国後展望塔	平成12年2月10日	目梨郡羅臼町礼文町32-1

○国立公文書館

	施設名	主要建物取得年月日	住所
①	国立公文書館本館	昭和46年3月25日	千代田区北の丸公園3-2
②	つくば分館	平成10年6月30日	つくば市上沢6-6